



どうしてならいいの？介護保険料



Q 65歳になり介護保険料の納付書が届きました。介護保険は医療保険で既に支払っていますが、重複していませんか？

A 第2号被保険者（40歳から64歳までの方）は、加入している医療保険の保険料とあわせて、65歳を迎える前月までの分を納付していただいています。一方、介護保険料の納付書で納めていただくのは65歳になった月分からのため重複することはありません。

Q 介護保険料は、一生払い続けなければならぬですか？また、介護保険のサービスを利用するつもりがない場合でも、介護保険料は支払わなくてはならないのですか？

A 介護保険制度は、「介護」を社会全体で支え、助け合う制度です。そのため、保険料は生涯お支払いいただくこととなります。また、現在、介護保険のサービスを利用するつもりがない方にもお支払いいただく必要はありません。

Q 介護保険料を支払えば、誰でもサービスを受けられるのですか？

A 介護サービスを受けるためには、介護度を決めるための認定を受ける必要があります。



Q 介護保険料は、今後毎年度同じ額を納めることになるのですか？

A 介護保険料は、3年ごとに見直しをすることになっています。

現在の介護保険料は平成24年度から平成26年度までの介護給付費必要額をもとに設定しています。また、介護保険料は前年の所得や市民税の課税状況、4月1日の世帯状況により保険料額の段階を決定しています。所得等に変更があり、段階が変われば、納めていただく保険料額も変更になります。

Q 介護保険料は、特別徴収（年金天引き）か普通徴収（納付書払いや口座振替）か、選択できますか？

A 保険料をいただく方法は介護保険法に規定があり、年金からの差し引き（特別徴収）が第一順位になっています。これは、高齢の方が金融機関等で納付する手間を省くとともに、収納関係経費を抑え、確実な収納を行うために法律で決められたことです。納付方法をご自身の希望により選択することはできませんのでご理解ください。

Q 介護保険サービスを利用せずに亡くなったけれど、これまで納めた保険料は返ってきますか？

A 65歳以上の方の保険料は、地域的な財源となっています。そのため、介護保険サービスを利用せずに亡くなった場合でも、保険料をお返しすることはありません。助け合いの精神に基づく社会保険の仕組みです。どうぞご理解ください。

Q 納付は義務でしょうか？また、本人が支払わない場合にも納付義務があるのでしょうか？

A 介護保険制度は、高齢者の介護にあたるご家族の身体的・時間的・経済的な負担を社会で支える仕組みです。被保険者本人には保険料の納付義務があります。また、配偶者や世帯主にも連帯納付義務があると定められています。本人死亡の後は、相続によって保険料の債務も承継されます。

【お問い合わせ】
うるま市福祉部
介護長寿課
介護管理係
☎973-3208

